

# ご利用案内

## 受給者証の取得手続

### 施設通所給付制度について

児童福祉法に基づき、通所給付費として国と自治体から利用料が給付されることにより、一部自己負担でサービスを受けることができる制度です。負担額は世帯の収入によって変わり、サービスが受けられる日数もこの受給者証に上限が記載されています。

### 受給者証の取得手続きについて

基本的には以下のような流れで受給者証を取得したあと、福祉サービスを利用することができます。自治体によって手続きが異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの自治体の担当窓口（市役所障がい福祉課、保健センター等）にお問い合わせください。

### ご利用開始までの流れ

- ①メールかお電話でお問い合わせください。（見学・体験カレンダーからでもお申し込みください）
- ②ご都合の良い日に、ご見学、体験の予約をお取りください。
- ③お住まいの自治体の障がい福祉課などに必要書類を揃えて「児童発達支援・放課後等デイサービスみらいを利用する」とお伝えください。
- ④認定調査員によるご家族へのヒアリング調査があります。（※申請状況によっては実施せずに取得できる場合があります。）
- ⑤申請後、2～3週間でお手元に届きます。
- ⑥ご利用日、時間等決めていただき、利用契約を交わしてご利用開始できます。（教室空き状況によっては、ご希望に添えない場合があります。）